

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 30日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県大竹市東栄二丁目1番18号

氏名 日本製紙株式会社 大竹工場

大竹工場長 小柳 知章

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0827-52-4131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本製紙株式会社 大竹工場
事業場の所在地	広島県大竹市東栄二丁目1番18号
事業の種類	板紙製造業 [1422]、発電所[3311]、(洋紙製造業[1421])
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

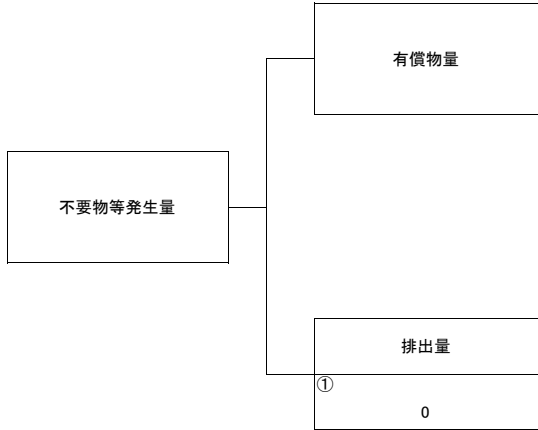
別紙4のとおり

項目	目標値	項目	目標値
排出量	80501.63 t	全処理委託量	27499.30 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	10760.41 t	優良認定処理業者への処理委託量	301.00 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	29096.41 t	再生利用業者への処理委託量	27195.30 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	42241.92 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	300.00 t

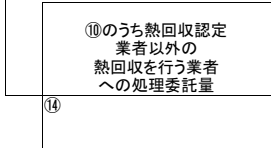
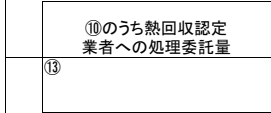
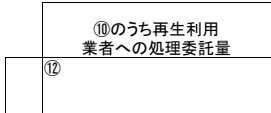
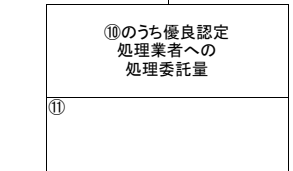
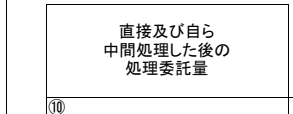
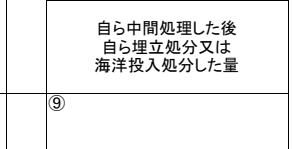
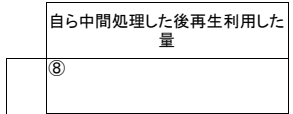
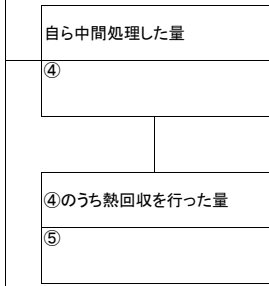
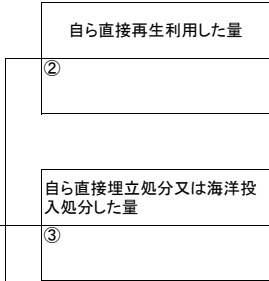
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: )

別紙3のとおり



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

( 令和6年度実績 )

大竹工場 産業廃棄物の種類	単位:トン/年														実績値								単位:トン/年			
	① 排出量	② 自ら直接再生利用した量	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	④ 自ら中間処理した量	⑤ ④のうち熱回収を行った量	⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	⑦ 自ら中間処理した後、再生利用した量	⑧ 自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑨ 自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利用を行った量	⑤ 自ら熱回収を行った量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩ 全処理委託量	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	⑫ 再生利用業者への処理委託量	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
燃え殻	3992.83								3992.83		3992.83			3992.83	0.00	0.00	0.00	0.00	3992.83	0.00	3992.83	0.00	0.00			
汚泥	60695.73			60695.73	27956.25	5800.76	54894.97	3831.15	1969.61	588.12	1402.05		567.56	60695.73	3831.15	27956.25	54894.97	0.00	1969.61	588.12	1402.05	0.00	567.56			
廃油														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
廃酸	0.81								0.81	0.81	0.00		0.81	0.81	0.00	0.00	0.00	0.00	0.81	0.81	0.00	0.00	0.81			
廃アルカリ	1.23								1.23	1.23	0.00		1.23	1.23	0.00	0.00	0.00	0.00	1.23	1.23	0.00	0.00	1.23			
廃プラスチック類	10057.68			10040.18	10040.18	8400.67	1639.51	8400.67	17.50					10057.68	8400.67	10040.18	1639.51	0.00	17.50	0.00	0.00	0.00	0.00			
紙くず	4.18			4.18	4.18	4.18		4.18						4.18	4.18	4.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
木くず	118.33			118.33	118.33	118.33		118.33						118.33	118.33	118.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
繊維くず														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
動植物性残さ														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
動物系固形不要物														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
ゴムくず														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
金属くず														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
鉱さい														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
がれき類														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
動物のふん尿														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
動物の死体														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
ばいじん	23726.35								23726.35		23726.35			23726.35	0.00	0.00	0.00	0.00	23726.35	0.00	23726.35	0.00	0.00			
														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
合計	98597.14	0.00	0.00	70858.42	38118.94	14323.94	56534.48	12354.33	0.00	29708.33	590.16	29121.23	0.00	98597.14	12354.33	38118.94	56534.48	0.00	29708.33	590.16	29121.23	0.00	569.60			

## 別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

( 令和6年度実績 )

大竹工場

単位:トン/年

	目標値		実績値
排出量	80501.63	①排出量	98597.14
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	10760.41	②自ら直接再生利用した量	0.00
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	29096.41	⑤自ら熱回収を行った量	38118.94
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	42241.92	⑦自ら中間処理により減量した量	56534.48
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00	③自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0.00
全処理委託量	27499.30	⑩全処理委託量	29708.33
優良認定処理業者への処理委託量	301.00	⑪優良認定処理業者への処理委託量	590.16
再生利用業者への処理委託量	27195.30	⑫再生利用業者への処理委託量	29121.23
熱回収認定業者への処理委託量	0.00	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	300.00	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	569.60

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 30日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県大竹市東栄二丁目1番18号

氏名 日本製紙株式会社 大竹工場

大竹工場長 小柳 知章

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0827-52-4131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製紙株式会社 大竹工場
事業場の所在地	広島県大竹市東栄二丁目1番18号
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類	板紙製造業 [1422]、発電所[3311]、(洋紙製造業[1421])
②事業の規模	334億26百万円 大竹工場(北)との合算値
③従業員数	237人 大竹工場(北)との合算値
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	別紙 1, 2 のとおり
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	別紙 1, 2 のとおり		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	98597.14 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	97316.54 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	別紙 1, 2 のとおり
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	12354.33 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	14087.67 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	38118.94 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	56534.48 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	51890.18 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	55536.24 t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	29708.33 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	590.16 t	t
	再生利用業者への処理委託量	29606.25 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	569.60 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙 1, 2 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	27692.63 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	109.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	27576.63 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	109.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和 6年度）実績量

計画：今年度（令和 7年度）計画量

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	3,992.83	3,542.70									3,992.83	3,542.70			3,992.83	3,542.70				
汚泥	60,695.73	60,695.73	3,831.15	5,562.00	27,956.25	41,725.00	54,894.97	53,896.73			1,969.61	1,237.00	588.12	109.00	1,885.03	1,128.00			567.56	109.00
廃油																				
廃酸	0.81										0.81		0.81		0.81				0.81	
廃アルカリ	1.23										1.23		1.23		1.23				1.23	
廃プラスチック類	10,057.68	10,047.18	8,400.67	8,400.67	10,040.18	10,040.18	1,639.51	1,639.51			17.50	7.00								
紙くず	4.18	5.00	4.18	5.00	4.18	5.00														
木くず	118.33	120.00	118.33	120.00	118.33	120.00														
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん	23,726.35	22,905.93									23,726.35	22,905.93			23,726.35	22,905.93				
合計	98,597.14	97,316.54	12,354.33	14,087.67	38,118.94	51,890.18	56,534.48	55,536.24	0.00	0.00	29,708.33	27,692.63	590.16	109.00	29,606.25	27,576.63	0.00	0.00	569.60	109.00

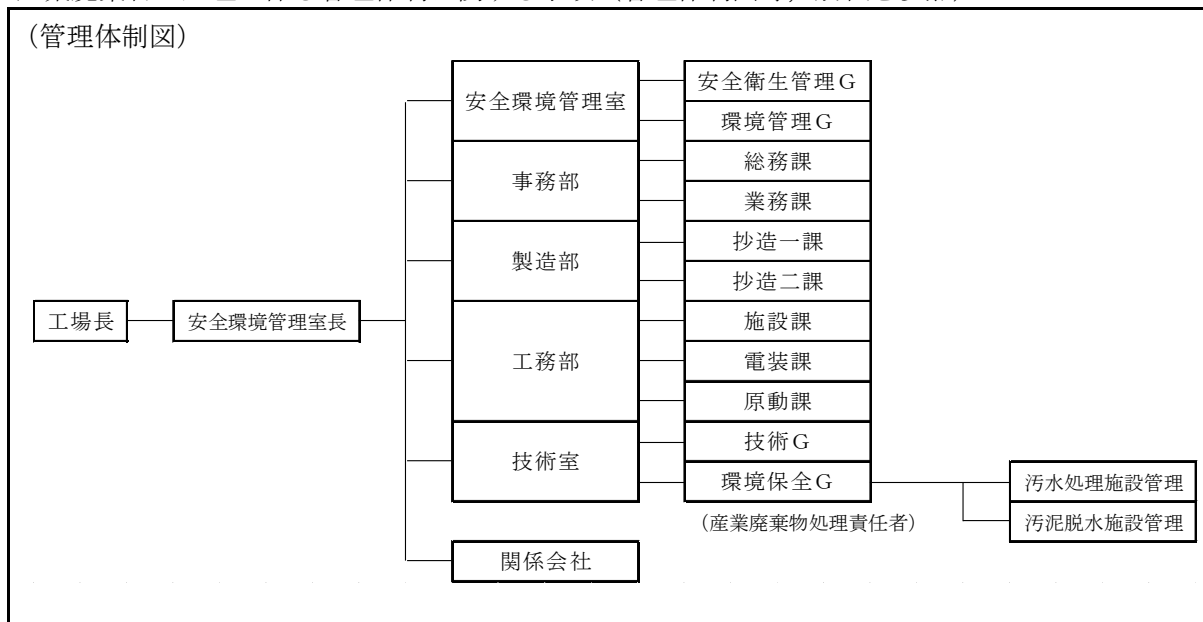
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へ産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	板紙製造業 [1422]、発電所[3311]、(洋紙製造業[1421])
②事業の規模	334億26百万円 大竹工場(北)との合算値
③従業員数	237人 大竹工場(北)との合算値
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>The diagram illustrates the industrial waste processing flow. It starts with 'パルプ' (pulp) and '古紙' (old paper) entering two '板紙製造施設' (paper manufacturing plants). From these plants, '汚水' (wastewater) is generated. This wastewater flows to a '石炭混焼ボイラー' (coal-fired boiler), which produces 'ばいじん・燃え殻' (dust and ash). The boiler's output goes to a '汚泥脱水設備' (sludge dewatering equipment). From there, '汚泥' (sludge) is sent to a '汚水処理施設' (wastewater treatment facility). The treatment facility's output goes to '北工場' (North Plant). Additionally, '廃プラスチック類' (waste plastics) from the paper plants go to a '固形燃料化設備' (solid fuel facility). The '汚泥脱水設備' also sends waste to a '構外委託処理汚泥' (external treatment sludge). Finally, '汚水' (wastewater) from the treatment facility is discharged into '大竹港' (Otake Port).</p>

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)



3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>(1) 汚泥脱水機を更新して脱水汚泥の水分低下を図り、構外処理委託量の削減を図った。</p> <p>(2) 排水汚泥を北工場汚水処理場へ移送し、北工場の汚水と併に処理して汚泥脱水成形、乾燥処理、賦活・成形して自ら再利用する事業を開始した。</p>
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>(1) 生産工程は、汚濁負荷量削減、流出原料削減を推進する。</p> <p>(2) 排水処理施設の監視を強化して(1)項の流出削減を支援する。</p> <p>(3) 新規設備の工事計画では、廃棄物削減、再資源化、省エネルギー対策を考慮した計画を推進する。</p>

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生産工程から排出される紙くずは、再生可能古紙と再生不能古紙の分別管理を徹底して紙くずの再生利用を推進する。 紙として再生不能な古紙は、RPF化しボイラー燃料として有効利用する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各活動の進捗管理と記録を徹底する。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 排水汚泥の一部を北工場汚水処理場へ移送し、北工場の汚水と供に処理して汚泥脱水成形、乾燥処理、賦活・成形して自ら再利用する事業を開始した。 古紙パルパー製造工程より発生する廃プラを固形燃料化して有効利用する排水汚泥、木くず、紙くずを自社固形燃料の原料として有効利用する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 南で発生した汚泥を北工場で炭化製品として出荷 古紙パルパー製造工程より発生する廃プラを燃料として有効利用する

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 汚泥脱水機を更新して脱水汚泥の水分低下を図った。 固形燃料化設備を設置し、廃プラ、紙くず、汚泥、木くずを燃料化する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 効果の確認

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 廃プラ、無機汚泥の分別管理を徹底した。
②計画	(今後実施する予定の取組) 廃プラ、無機汚泥の分別管理を徹底し、埋立処分0を目指す。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) (1)汚泥脱水機を更新して脱水汚泥の水分低下を図り、構外処理委託量の削減を図った。 (2)排水汚泥の一部を北工場汚水処理場へ移送し、北工場の汚水と供に処理して汚泥脱水成形、乾燥処理、賦活・成形して自ら再利用する事業計画を開始した。 (3)固形燃料化設備を立ち上げ、外部委託していた廃棄物の多くをボイラー用の固形燃料として利用し、委託数量を削減した。
②計画	(今後実施する予定の取組) 効果の確認